

▶ 第3期地域福祉計画（素案）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題を解決するための方向性を示すもの。

目標とする地域像	「誰もが住み慣れた場所で安心して心豊かに暮らすことができる地域づくり」	
基本理念	①人権の尊重 ②自立生活の支援 ③支え合いの社会づくり ④地域力の創造	
	計画推進の内容	
基本方向	サービスが利用しやすい仕組みづくり	◆相談窓口の充実 ◆自ら必要な情報を得たり、判断したりすることが困難な人への対応
	地域における福祉環境・基盤づくり	◆地域福祉の連携 ◆日常生活を支えるサポート体制 ◆サービスの質の向上 ◆災害時の要援護者支援
	地域コミュニティ活動への市民参加の促進	◆福祉についての意識啓発 ◆地域福祉活動を行う民生児童委員、自治会、各種団体への活動支援 ◆小地域ネットワーク活動

▶ 地域福祉計画に関するお問い合わせは、保健福祉企画課（☎ 66・1011、FAX 62・7957）へ。

▶ 第6期高齢者保健福祉計画（素案）

高齢者施策を総合的に推進していくための基本指針となるもの。

政策目標	生き生きとした長寿社会づくり	
基本理念	◆健康と生きがいづくりの推進 ◆尊厳の確保と自立支援 ◆共に支え合う地域社会の形成	
	今後の取り組み	
重点施策	地域での自立生活支援の仕組みづくり	◆地域包括支援センターの機能の充実 ◆福祉サービス・住まいの充実 ◆災害時・緊急時等の安全・安心体制の構築 ◆権利擁護体制の充実
	高齢者の社会参加と生きがい・健康づくり	◆生涯学習の推進、活動の場の提供 ◆生きがいづくり・仲間づくり ◆ボランティアへの参加促進 ◆疾病予防と早期発見 ◆健康づくりの推進と生活習慣病の予防
	介護予防の充実	◆介護予防・生活支援サービス事業の整備 ◆地域づくりによる介護予防
	適正な介護サービスの提供と家族支援	◆介護サービスの必要量の確保 ◆介護サービス事業者の指導・育成の推進 ◆介護サービスが利用しやすい仕組みづくり ◆家族介護への支援
	介護サービスを担う人材の確保	◆介護福祉専門学校による介護人材確保 ◆奨学金等による介護人材確保 ◆介護人材の資質向上
認知症高齢者支援体制の整備	◆認知症の正しい理解と早期発見・早期対応 ◆認知症予防の取り組みの推進 ◆認知症高齢者に対する対応力の向上・家族支援の充実 ◆認知症高齢者対応サービスの充実	

▶ 高齢者保健福祉計画に関するお問い合わせは、高齢者支援課（☎ 66・1013、FAX 62・7957）へ。

パブリック・コメント手続制度

皆さんからの意見を募集

市では、次の計画の策定作業を進めています。

このたび、それぞれの案がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度（市民意見提出制度）に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。概要は下表と9ページの「提出方法」

【提出方法】

いずれも様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、◆「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（案）」に対する意見◆「第3期地域福祉計画（素案）」に対する意見◆「第6期高齢者保健福祉計画（素案）」に対する意見と明記して、郵送か持参、ファクス、電子メールで各担当課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【募集期限】

◆配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（案）…2月20日（金）
◆第3期地域福祉計画（素案）…2月

28日（土）

◆第6期高齢者保健福祉計画（素案）…2月10日（火）～3月3日（火）

【計画（案）の公表場所】

いずれも、各担当課、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館。市ホームページにも掲載。◆配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（案）は、フレアス舞鶴、北浜・市場・荒田・長浜市民交流センター、福来コミュニティセンターでも閲覧可。

【提出された意見の取り扱い】

提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します（氏名などは公表しません）。



▶ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（案）

配偶者等からの暴力（DV…ドメスティック・バイオレンス）の根絶を目指し、DVの防止及び被害者の保護・自立支援を総合的に推進するためのもの。

基本的な考え方	①計画策定の趣旨 ②計画の位置付け ③計画の期間	
策定の視点	①暴力を許さない社会の実現 ②被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ③関係機関等との連携協力体制の推進	
現状	①取り組みの経緯 ②DVの現状	
	基本目標	主要施策
計画の内容	DVをなくすための啓発の推進	◆市民への啓発 ◆若年層への啓発
	被害者の早期発見及び相談体制の充実	◆被害者の早期発見 ◆相談体制の充実 ◆相談に関する関係機関との連携
	被害者等の安全確保	◆緊急時における被害者等の安全確保 ◆被害者等の情報管理の徹底 ◆保護命令に関する支援
	被害者の自立支援の充実	◆被害者への自立に関する支援 ◆被害者への心理的な支援 ◆被害者の子どもに関する支援
推進体制の充実	◆市における体制の整備 ◆関係機関、関係団体との連携・協力 ◆職員等に対する研修 ◆調査・研究の推進 ◆苦情処理体制の整備	

▶ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画に関するお問い合わせは、人権啓発推進室（☎ 66・1022、FAX 66・1015）へ。